

第21号議案

町田市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年(2012年)2月27日

提出者 町田市長 石阪丈一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第81条中「4, 618円」を「5, 262円」に改める。

附則第7条を次のように改める。

第7条 削除

附則第8条の2第8項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第8項各号」に改め、同条第9項中「施行規則附則第7条第10項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改める。

附則第14条の2第1項中「2, 190円」を「2, 495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「()については」を「()がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第15条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第81条の改正規定、附則第14条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の町田市市税条例第41条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の町田市市税条例附則第7条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

町田市市税条例新旧対照表

二部分は改正部分

改正後	改正前
(たばこ税の税率) 第 81 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>5,262 円</u> とする。 附 則	(たばこ税の税率) 第 81 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>4,618 円</u> とする。 附 則
<u>第 7 条 削除</u>	<u>第 7 条 分離課税に係る所得割の額の特例等)</u> <u>第 7 条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第 41 条の 3 及び第 41 条の 4 の規定を適用して計算した金額からその 10 分の 1 に相当する金額を控除して得た金額とする。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における第 41 条の 8 及び第 41 条の 12 第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「第 41 条の 4」とあるのは、「第 41 条の 4 並びに附則第 7 条第 1 項」とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第 8 条の 2 略 2~7 略	第 8 条の 2 略 2~7 略
8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。 (1)~(7) 略	8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。 (1)~(7) 略
9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類	9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類

町田市市税条例新旧対照表

—部分は改正部分

改正後	改正前
<p>のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第 14 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第 81 条の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき <u>2,495 円</u>とする。</p>	<p>のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第 14 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第 81 条の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき <u>2,190 円</u>とする。</p>
<p>2 略</p> <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額(以下<u>この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(<u>同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。</u>以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 18 条の規定により控除された金額に係る<u>当該損失対象金額</u>は、その者の平成 24 年度以後の年度分で<u>当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税</u>に係るこの条例の規定の適用については、<u>当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></u></p>	<p>2 略</p> <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額(以下<u>この条において「特例損失金額」という。)については、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 18 条の規定により控除された金額に係る<u>当該特例損失金額</u>は、その者の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>平成 23 年において生じなかつたものとみなす。</u></u></p>
	<p>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 18 条の規定により控除された金額に係る特例</p>

町田市市税条例新旧対照表

部分は改正部分

改正後	改正前
	<p><u>損失金額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</u></p>
<p>2 前項前段の場合において、第 18 条の規定により控除された金額に係る<u>損失対象金額</u>のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす</u>。</p>	<p>3 第 1 項前段の場合において、第 18 条の規定により控除された金額に係る<u>特例損失金額</u>のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>平成 23 年において生じなかつたものとみなす</u>。</p>
<p>3 略 (個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第 25 条 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。</p>	<p>4 第 1 項の規定の適用を受けた所得割の納稅義務者の同項の規定により適用される第 18 条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</p> <p>5 略</p>

